

岩手県告示第275号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和8年5月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 デジタル技術を活用して受講する研修及び講習の開催期間

種 類	開催期間
研修	令和8年5月1日(金)から令和9年3月31日(水)まで
講習	令和8年5月1日(金)から令和9年3月31日(水)まで

3 受講料

(1) 研修 1人 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための厚生労働省が定める研修課程に合致する研修を受講する場合にあっては8,000円、当該研修のうち衛生法規及び公衆科目（クリーニング業における廃棄物の処理に関する部分に限る。）のみを受講する場合にあっては3,000円）

(2) 講習 1人 4,500円